

申し込み規約

本規約をよくお読みの上ご利用ください。本規約を承認できない場合は、申し込みを撤回できるものとします。

- 1、 商品販売単価は、税額その他の変動などにより改訂する。従って改定後における表記単価は、自動的に改定価格に訂正されたものとします。
- 2、 以下の場合、契約者及び請求先は、売主から何ら通知催告がなくても、期限の利益を失い残代金を一時支払わなければならない。
 - ① 請求先及び契約先が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - ② 取引条件記載の約束が履行されなかったとき。
 - ③ 請求先及び契約書から他から差し押さえを受けたとき。
 - ④ 支払期日に支払金額の支払いを1回でも遅延したとき。
- 3、 取引の停止
 - ① 売主から、通知催告があったにもかかわらず、支払期日に支払金額の支払いがなかったとき通知催告することなく、取引を停止します。
- 4、 費用の負担
 - ① 契約者は支払を遅延したことにより金融機関への振込で支払う場合の手数料を負担するものとする。
 - ② 契約者は、支払を遅延したことにより売主が訪問集金したときは、訪問集金費用として訪問回数1回につき1,000円を別に支払うものとする。
- 5、 商品の取引及び評価、充当
 - ① 契約者が2により期限の利益を失ったときは、売主は留保した所有権に基づき商品を引き取ることができるものとする。
- 6、 90L契約は、サインレス又は、口座引き落としは1万円の保証金を預かります。

クーリングオフ制度のお知らせ

この「クーリングオフのお知らせ」の規定の対象のお客様は、灯油販売にあたって、「特定商取引法の訪問販売等にあたる場合のみ」適用させていただいておりますので、ご了承をお願いいたします。

クーリング・オフのお知らせ

- 1、お客様が訪問販売及び電話勧誘販売で契約された場合、本書面を受領された日から8日を経過するまでは、書面（下記参照）により、無条件で申し込みの撤回を行うこと（以下クーリング・オフという。）ができ、その効力は、書面を発信した時（郵便消印日付など）から発生しています。ただし、現金取引（契約したその場で商品の引き渡しを受け、あるいは業務を受け、かつ代金を支払うこと）で、その代金が3,000円未満のときはクーリング・オフできません。
- 2、この場合お客様は、
 - ① 損害賠償及び違約金の支払いを請求されることはありません。
 - ② すでに取引された商品の引き取りに関する費用や移転された利益の返還に要する費用は事業者が負担します。
 - ③ すでに代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。
 - ④ 商品を使用若しくは消費し、または権利を行使して得られた利益に相当する金銭の支払い義務はありません。又、役務の提供を受けた又は施設を利用した場合でも当該契約に基づく対価の支払い義務はありません。また、役務の提供を受けた又は施設を利用した場合でも当該契約に基づく対価の支払い義務はありません。
 - ⑤ 役務の提供に伴い、土地又は建物その他工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態に戻すよう請求することができます。
- 3、上記クーリング・オフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げたことにより、お客様が誤解し、又は脅迫したことにより、困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、事業者から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について、説明を受けた日から8日を経過するまで、書面によりクーリング・オフができます。「ハガキ」等に必要事項をご記入の上、販売店宛に郵送してください。
 - 1) (上述)の参考例は「ハガキ」によるものですが、商易書留が確実です。又、内容証明郵便、配達記録便、書留なども確実です。
 - 2) そのほか、記入するものとしては、
 - ①商品等の金額
 - ②支払った金額、〇〇円を至急ご返送してもらうこと。
 - ③振込先
 - ④すでに受け取っている商品を早急に引き取ってもらうこと。
等を記入してください。